農林土木工事特記仕様書（令和８年８月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和６年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第２条　「徳島県農林土木工事共通仕様書　令和６年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24　建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1　適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11　工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13　施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3)受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と３ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1.選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

4.低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

5.監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項（1）を準用するものとする。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57　しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第２号）または標板（様式第３号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項）

第３条　第３条 「徳島県農林土木工事施工管理基準　令和６年１２月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第４条　当初請負額が 500 万円以上、3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

４　施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

５　受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（１）徳島県工事検査規程第７条の補修工事の請求又は第８条の簡易な修補の指示が行われた場合

（２）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（３）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

（１日未満で完了する作業の積算）

第５条　１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

２　受注者は、別に定める「１日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

３　同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。

４　受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。

５　災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

第６条　本工事は、日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

２　施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

３　夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が３０度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

４　試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温３０℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT２５℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第７条　本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

２　受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第８条　本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

２　猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、５月１日から１０月３１日までとする。

３　現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
　また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

４ 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。

５ 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/

（資材価格高騰に対する特例措置）

第９条　本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

２　本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（共通仮設費率分の適切な設計変更）

第１０条　本工事は、「農業土木工事における準備費の設計変更に係る運用」の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち準備費の伐開・除根・除草等に係る経費」について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、必要となる割増し経費について、設計変更の協議をすることができる。

運用掲載場所
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314776/

（下請次数の制限）

第１１条　本工事は、下請次数を制限する工事である。

２　受注者は、下請次数が３次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第１号）を発注者に提出するものとする。

３　受注者は下請次数が３次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第１２条　受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

２　受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

３　受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第１３条　本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/

（オンライン電子納品）

第１４条　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

２　なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第１５条　本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

２　対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】 徳島県 CALS/EC HP https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/

（ＣＣＵＳ活用推奨モデル工事）

第１６条　本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（ＣＣＵＳ活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林） **徳島県** HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/

（週休２日確保工事）

第１７条　本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休２日に取り組む「週休２日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休２日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

２　実施要領に基づき本工事で完全週休２日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

３　施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休２日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休２日確保工事等実施要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/



（標示板記載例）月単位の場合



（標示板記載例）完全週休２日（土日）の場合

（見積施工歩掛実態調査）

第１８条　本工事のゴム引布製起伏堰据付工、鋼製付属設備据付工及び既設設備撤去工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

第１９条　本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

Ｒ８阿耕　長寿命化　新井堰　改修工事

特記仕様書

第１章　　総　　則

第１条　適　　用

１．本仕様書は徳島県（以下「発注者」という）が実施する「R8 阿耕　長寿命化新井堰　改修工事」（以下「本工事」という）に適用する。

第２条　施工管理

本工事の施工管理は、「機械工事施工管理基準(案)（令和 3 年 3 月）国土交通省」、「施設機械工事等施工管理基準（令和 4 年 3 月 31 日改正）農林水産省農村振興局整備部設計課」「徳島県農林土木工事共通仕様書」によるものとする。なお、立会施工項目については監督員の指示によるものとする。

第３条　準拠規定

本工事の実施に当っては本仕様書による他、下記の関連法規等に準拠するものとする。なお、これらの基準は契約時点における最新のものを適用しなければならない。

１．徳島県農林土木工事共通仕様書　（徳島県）
　　徳島県農林土木工事施工管理基準（案）　（徳島県）
　　土木工事共通仕様書　（農林水産省）
　　施設機械工事等共通仕様書　（農林水産省）
　　施設機械工事等施工管理基準　（農林水産省）
　　電気設備計画設計技術指針　（農林水産省）
　　ゴム引布製起伏堰施設技術指針　（農林水産省）
　　土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」　（農林水産省）
２．ゴム引布製起伏堰技術基準（案）((財) 国土開発技術研究センター)
３．ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）　（国土交通省）
４．ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準（案）・同解説　（国土交通省）
５．機械工事施工管理基準（案）　（国土交通省）
６．ゴム引布製起伏堰施設技術指針　（農林水産省）
７．河川管理施設等構造令・同施行規則　（国土交通省）
８．河川砂防技術基準（案）　（国土交通省）
９．鋼構造物計画設計技術指針　（農林水産省）
10．ダム・堰施設技術基準（案）　（ダム・堰施設技術協会）
11．水門・樋門ゲート設計要領（案）　（ダム・堰施設技術協会）

12. ｹﾞｰﾄ用開閉装置（機械式）設計要領（案）　（ダム・堰施設技術協会）
13. ダム・堰施設検査要領（案）　（ダム・堰施設技術協会）
14. 機械工事共通仕様書（案）　（河川ポンプ施設技術協会）
15. 機械工事施工管理基準（案）　（河川ポンプ施設技術協会）
16. 日本産業規格（ＪＩＳ）　（日本規格協会）
17. 電機通信設備工事共通仕様書　（国土交通省）
18. 日本電機工業会標準規格　（ＪＥＭ）
19. 労働安全衛生規則　（厚生労働省）
20. コンクリート標準示方書　（土木学会）
21. その他関係法令規則

第４条　一般事項

１．提出図書

受注者は、下記関係図書を監督員が指定する期日までに提出し、発注者の承諾を得てから製作を開始しなければならない。また材質などの仕様変更箇所の比較を記載すると共に、根拠を記載した仕様変更比較書も提出すること。また、管理マニュアルについては、施工完了後から検査までの間に関係機関に説明会を実施するため、同機関おいても理解しやすい内容及び構成で作成するものとする。なお、記載事項については、操作要領のほか、維持管理に関する事項等を含めるものとする。

（１）承諾図書
（２）管理マニュアル
（３）その他、発注者が必要と認めた図書および資料

なお、本仕様書、図面等に記載の事項で規格を示すものは参考とし、製品を指定するものではない。

２．充足義務

本仕様書および図面に明記していない事項であっても、構造上、製作上あるいは輸送上具備しなければならない必要事項は、受注者の負担においてこれを充足するものとする。

第２章　工事の概要

第５条　工事概要

本工事は、桑野川に設置されている新井堰（ゴム引布製起伏堰）１門を更新設置するものである。

第６条　工事範囲

１．本工事の施工範囲は、本仕様書並びに添付図面に基づき別紙工事数量総括表に示すものの設計、製作、輸送、据付、試運転調整までの一切とし、配管類、計器類、操作設備等の撤去・処分を含むものする。

（１）撤去

配管、操作設備、二次側電気配線、安全柵、昇降用タラップを撤去する。

（２）製作、据付け

袋体、取付金具、給排気管、袋体内圧検知管、操作設備、二次側電気配線、安全柵、昇降用タラップを据付ける。

（３）土木工事(仮締切工、水替工)

（４）交通規制、交通誘導警備員配置

（５）工事に必要な用地の借地に関する協議、調整等

（６）試運転調整

（７）その他設計図書に記載のあるもの

第３章　設　　計

第７条　設計仕様

形　　式	ゴム引布製起伏堰
門　　数	1門
堰 底 幅	37.4 m
基　　高	2.05 m
倒伏水深	2.45 m
下流水深	0.000 m
法 勾 配	左岸 1:1.5　右岸 1:1.5
計画高水深(H.W.L)	4.28 m
膨張方式	空気膨張式
固定方式	1列固定
操作方式	（起立）モーター駆動
	（倒伏）自動倒伏、手動倒伏
操作時間	（起立）40分以内
	（倒伏）30分以内

本ゴム堰更新における概要は、次のとおりである。

整備対象箇所		整備内容	工事内容
施設名	部位		
桑野川 新井堰	堰体	堰体上部工更新	袋体更新 取付金具更新
	開閉装置	開閉装置更新	給排気管更新 袋体内圧検知管更新 操作設備更新 二次側電気配線更新
	付属設備	操作室内付属設備更新	安全柵、タラップ更新

第８条　設計基準

部材の安全率は、ゴム引布製起伏堰施設技術指針（ 農林水産省）及びゴム引布製起伏堰技術基準（案）((財) 国土開発技術研究センター）による

第９条　使用材料

使用材料は、各々の使用区分に応じて設計条件を考慮し、最適のものを選定するものとする。また、主要部材の材料は、下表に示すもの、または、これと同等品以上のものとし、「ダム・堰施設技術基準（案)」及び「ゴム引布製起伏堰技術基準（案)」を準用するものとする。

また、鋼材は製造者の規格証明書付きとし、機器については試験成績表を提出すること。なお、使用する機器の交換部品、消耗品、潤滑油脂類は長期にわたり容易に日本国内で入手可能なものとすること。

使用箇所	名称	記号
押え金具	機械構造用炭素鋼	S45C
敷き金具	一般構造用圧延鋼	SS400
給排気管・内圧検知管	配管用ステンレス鋼管	SUS304TP

第10条　各部構造

１．ゴム袋体

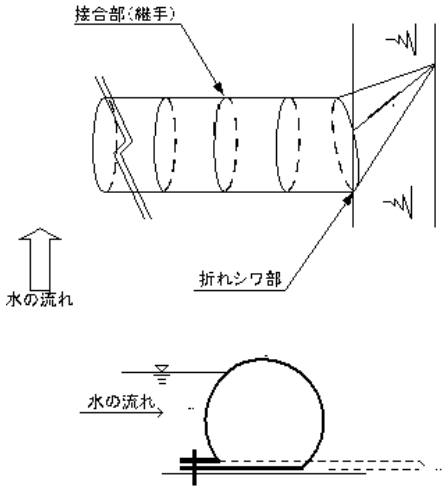
（１）袋体は耐候性、耐熱性、耐オゾン性、耐老化、衝撃吸収に富み、設計水位に対し十分な強度を有するものとする。

（２）袋体は洪水時には完全倒伏し、河川の流下断面を阻害しない構造とする。

（３）袋体外層ゴムの厚みは摩耗代を考慮することとする。

（４）袋体が転石等により損傷を受ける恐れがある場合には、袋体損傷防止対策の必要性を検討し損傷のないような適切な処置を施すものとする。

（５）袋体の接合部は張力が少ない位置（下図参照）に配置するものとする。



出典：ゴム引布製起伏堰及び鋼製起伏堰(ゴム袋体支持式)のゴム袋体に関する技術資料 p.17、36

２．袋体取付金具

（１）押え金具は十分な強度を有するものとする。

３．配管設備

（１）給排気管は起立、倒伏時間を考慮して適切な口径とし、内圧に対しては十分な強度を有するものとする。

（２）ゴム袋体に連結する給排気口は法面及び河床部に数カ所設けるものとする。

４．操作設備

（１）ブロワーの駆動には電動モーターを使用し、出力は設計圧力、起立時間を考慮し選定を行うものとする。

（２）起立操作は操作盤面の起立ボタン操作で運転し、所定の袋体内圧力に到達したら自動で停止する方式とする。

（３）倒伏操作は、自動及び手動で行えるものとする。自動倒伏は河川水位が倒伏水位に達すると、無動力で作動する機械式自動倒伏装置（バケット式自動倒伏装置）で倒伏する構造とする。また、手動倒伏は排気バルブを開くことによりできるものとする。

（４）過給による袋体の破損防止のため水封管式安全装置等の過給防止装置を設けるものとする。

（５）袋体内もしくは配管内のドレン排水のため、袋体内圧で排水できる装置を設けるものとする。

第４章　製　　作

第11条　製　　作

１．受注者は、監督員が指定する期日までに承諾申請図書を提出して発注者の承諾を受け、製作に着手するものとする。

２．製品は運搬、組立に支障のないよう必要に応じて、分割して製作し、各部は現地において溶接、またはボルト締めを行って組立てるものとする。

３．施工順序、分割要領等はあらかじめ十分に検討し、完全な計画のもとに工事を施工するものとする。

４．一般鋼板の切断は原則として自動ガス切断機を用い、切断面は必要に応じて丁寧に仕上げるものとする。

５．ステンレス鋼板の切断は、プラズマ切断またはシャー切断によるものとし、切断面は必要に応じて丁寧に仕上げるものとする。

６．溶接はアーク下向溶接を原則とするが、組立、据付上やむを得ない場合はこの限りではない。溶接面はあらかじめ塵芥、スラグ等を丁寧に清掃し、溶接部には溶接欠陥、脚長の過不足等がないように注意するものとする。

７．溶接歪みの発生を防止するため、溶接順序を考慮するとともに適当な治具を用いるものとする。

８．溶接工は十分熟練した溶接技能免許取得者を従事させるものとする。

９．ボルト孔はすべて機械キリで所定の大きさに正確にあけ、食い違いあるいは斜孔にならないように加工するものとする。

第５章　輸送・据付

第12条　輸　　送

１．受注者は輸送に先立ち輸送方法、経路、荷造方法等を示した輸送計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。また、法定制限を越える輸送がある場合は事前に所轄警察署及び道路管理者と協議を行うこと。

２．製品は据付工程に従って順次搬入するとともに工事現場付近の指定場所に整理し、最小限度に集積して据付工事に支障のないようにするものとする。

３．荷造は厳重に行い、輸送中に破損、歪み等を起こさないよう十分に注意するものとする。

４．輸送中、事故により製品に損傷を生じたときは、納期に遅延を来たさないよう早急に修理、または代品を送付して工事に支障のないようにするものとする。

５．運搬距離については製作箇所、輸送経路を制限するものではないため設計変更の対象としない。

第13条　据　　付

１．工事工程表を提出し、発注者の承認を得るとともに、関連他工事がある場合は協力して工事を進めるものとする。

２．据付に先立って垂直、水平基準線は監督員より指示し、その基準線により製品の据付位置を正確に芯出しする。据付にあたっては距離、間隔の狂い、あるいは前後左右の倒れ等のないように確実に堅固に据付けること。

第６章　試験並びに検査

第14条　試験並びに検査

１．検査及び試験の内容については、徳島県農林土木工事施工管理基準（ 案）及び施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）によるほか、別途指示する検査を行うものとする。